



持続化給付金のお知らせ

～最大200万円が給付されます～

「持続化給付金」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

① **会社だけでなく、農事組合法人等の会社以外の法人も対象です。**

(※農協・森林組合・漁協も対象になります。)

✓ 前事業年度の事業収入を基に支払われますので、**前事業年度が赤字申告でも対象**です。

② **新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今年**のいずれかの月の事業収入が前年同月比**50%以上減少**した場合に対象になります。

✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**同月比で50%以下であれば**、以下の計算方法を用いて給付額を計算します。

給付額の計算方法（上限：200万円）

給付額 = 前事業年度の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入 × 12か月)

✓ **月当たりの事業収入の変動が大きい法人**は、原則に代えて、特例の計算方法 (**季節性収入特例**) を**選択可能**です (詳しくは裏面)。

③ **パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。**

✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。

✓ 影響の大きい地域では、**農協**や**漁協**も準備ができ次第、申請支援を行っていく予定です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい



申請書類

法人番号、法人名、資本金等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 申請の対象とする月の属する事業年度の直前の事業年度の**確定申告書別表一**の控え
(收受日付印が押してあるもの)
- ② **法人事業概況説明書**の控え (2枚)
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの (**売上台帳、帳面**など)
- ④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで

✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索



給付額の計算例

2019年 (計600万円)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	60	40	40	60	40	40	60	60	60	40	40	60
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	45 (▲25%)	28 (▲30%)	30 (▲25%)	30 (▲50%)	24 (▲40%)							

給付額の計算 (4月の収入30万円 (▲50%の月) を選択して計算)

600万円 - (30万円 × 12か月) = **240万円**

240万円 > 200万円 (上限額)

給付額 200万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

季節性収入特例とは？

①及び②の両方を満たす者は、以下の計算方法の特例を選択することが可能です。

- ① **2020年の連続する3か月 (任意) の事業収入の合計**が、**前年の同じ期間 (基準期間) の収入の合計**と比べて、**50%以上減少**
- ② **基準期間の事業収入の合計**が**前事業年度の年間事業収入の50%以上**を占める

給付額 = **基準期間の事業収入の合計**
- **2020年の連続する3か月の事業収入の合計**

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 **8:30～19:00** (5～6月: 毎日、7～12月: 土曜以外の日)